

事例番号:350169

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第七部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

経産婦

2) 今回の妊娠経過

妊娠 28 週 4 日 切迫早産のため入院

妊娠 29 週 3 日 - 胎児心拍数陣痛図で変動一過性徐脈を認める

3) 分娩のための入院時の状況

管理入院中

4) 分娩経過

妊娠 29 週 4 日

14:15 血液検査で白血球 13900/ μ L、CRP 4.5mg/dL

18:00 陣痛開始

20:52 経腔分娩

胎児付属物所見 胎盤病理組織学検査で臍帯炎、絨毛膜羊膜炎の所見あり

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:29 週 4 日

(2) 出生時体重:1100g 台

(3) 臍帯血ガス分析:pH 7.22、BE -5.4mmol/L

(4) アブガースコア:生後 1 分 5 点、生後 5 分 8 点

(5) 新生児蘇生:気管挿管

(6) 診断等:

出生当日 早産児、極低出生体重児、新生児一過性多呼吸

(7) 頭部画像所見:

生後 64 日 頭部 MRI で囊胞性脳室周囲白質軟化症の所見

6) 診療体制等に関する情報

(1) 施設区分:病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医 1 名、小児科医 2 名

看護スタッフ:助産師 3 名

2. 脳性麻痺発症の原因

- (1) 脳性麻痺発症の原因是、出生までのどこかで生じた胎児の脳の虚血(血流量の減少)により脳室周囲白質軟化症(PVL)を発症したことであると考える。
- (2) 胎児の脳の虚血(血流量の減少)の原因を解明することは困難であるが、臍帯圧迫による臍帯血流障害の可能性を否定できない。
- (3) 子宮内感染が PVL 発症に関与した可能性がある。
- (4) 早産期の児の脳血管の特徴および大脳白質の脆弱性が PVL 発症の背景因子であると考える。

3. 臨床経過に関する医学的評価(2020 年 4 月改定の表現を使用)

1) 妊娠経過

- (1) 紹介元分娩機関における妊娠中の外来管理(胎児発育不全精査のため当該医療機関へ紹介)は一般的である。
- (2) 当該分娩機関における妊娠中の管理(羊水過少・胎児発育不全疑いのため頻回に超音波断層法を実施し経過観察)は一般的である。
- (3) 妊娠 28 週 4 日切迫早産のため入院後の管理(子宮収縮抑制薬投与、抗菌薬投与、血液検査、連日ノンストレステスト実施、超音波断層法実施)は一般的である。

2) 分娩経過

- (1) 妊娠 29 週 4 日、子宮収縮が増強、子宮頸管の短縮が進行したため分娩となる可能性があると判断し、ベタメタゾン酸エステルナトリウム注射液を投与、分娩監視装置による連続モニタリングしたこと、および陣痛発来のため経腔分娩としたことは、いずれも一般的である。
- (2) 臍帯血ガス分析を実施したことは一般的である。

(3) 胎盤病理組織学検査を実施したことは適確である。

3) **新生児経過**

新生児蘇生(持続的気道陽圧、気管挿管)は一般的である。

4. 今後の産科医療の質の向上のために検討すべき事項

1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

なし。

2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

なし。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

早産児の PVL 発症の病態生理、予防に関して、更なる研究の推進が望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

なし